

AZ 法（パーラー立会検定法）の運用細則

パーラーシステムの設置された不定時搾乳牛群における牛群検定(AZ 法)を運用する細則は、次のとおりとする。

1. 実施農家の要件

- (1) 経産牛全頭が牛群検定に加入されていること。
- (2) 生乳出荷量以外の全乳量(以下自家消費量)について、1 日分を正確に報告できること。
- (3) 全頭搾乳を実施している搾乳時間帯にサンプルを採取し、乳量と採取した乳サンプルの対応を系統的に取れること。
- (4) 検定組合を通じ、AZ 法による検定開始を申請していること。

2. パーラーシステムの要件

- (1) 設置されたパーラーシステムが全国牛群検定推進会議の承認機種であり、適切な精度管理がなされていること。
- (2) パーラーシステムで個体のマスター管理が適切に行われていること。
- (3) パーラーシステムの搾乳日時が適正に管理され、成績計算に使用する期間に時刻の修正を行っていないこと。
- (4) パーラーシステム管理用パソコンから定められたデータの取得が可能であること(個体の乳量、搾乳時刻等)。
- (5) 立会日を含め 3 日以上以上の搾乳記録の取得が可能であること。
- (6) パーラーシステムの入れ替えが発生する際には、事前に事務局へ連絡し検定に支障がないよう適切に準備すること。

3. 検定の実施

- (1) 月に 1 回、搾乳全牛の乳成分の記録を採取できる時間帯に検定員が立会する。
- (2) パーラーシステム管理用パソコンに自動的に記録された乳量および搾乳時刻データを、パーラーシステムの時刻を確認のうえ取得する。原則として、検定日前 2 日間および検定日の乳量データを取得するが、可能な限り前回検定日以降の全データも取得する。
- (3) 検定牛毎のサンプルを 1 頭につき 1 本採取する。
- (4) 検定に直近の出荷乳量並びに自家消費量をすべて報告する。
- (5) 検定回数は 1 回とする。

4. 検定成績の取り扱い

- (1) 検定種類は立会検定とする。
- (2) サンプル取得開始日付を検定日とする。ただし、月の初日の検定記録は採用しない。
- (3) 検定時に乳量記録と乳サンプルを採取しても成績の算出に必要な記録が不足している場合、当該個体は検定中止とする。
- (4) AZ法の公式・非公式記録の区分は、現行の検定と同様に定める。
- (5) 遺伝評価および後代検定事業における後代検定娘牛の採用条件等の扱いは別に定める。
- (6) 原則として、検定農家へは現行の検定方法と同様の情報を提供する。

(この運用細則は令和3年4月1日より運用する)